

困ったときは、社協へ



リストラにな
ってしまっ
た？生活が続
かない



こどもの学費
がなくて困っ
てます



介護サービ
スを受けたい
が、生計がで
きないよ



災害によっ
て復旧でき
ないよ

総合支援資金・離職者支援資金・長期生活支援資金 (地区の民生委員が関係します)

栄町社会福祉協議会では、低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、資金の貸付と民生委員および社会福祉協議会とかが必要な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り安定した生活を送れるよう支援することを目的とする貸付制度です。詳しくは、民生委員または、社社まで

■貸付制度を利用できる世帯は？

低所得世帯……市町村民税非課税の方または、生活保護基準の1.7倍以下

障害者世帯……(身体・知的・精神)障害者の属する世帯

高齢者世帯……日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者世帯で世帯の所得が生活保護基準の3倍以下

■お問合せ先	栄町社会福祉協議会(栄町役場内2Fになりました)
■電話	TEL 0476-95-1100 FAX0476-95-3456
■E-mail	sakae-shakyo@mc.point.ne.jp
■ホームページ	http://www.green.dti.ne.jp/sakae-shakyo